

4月1日から 自転車の「青切符」が導入!

(交通反則通告制度)

対象
16歳以上



交通反則通告制度とは、違反者が反則金を納めれば刑事罰が科されない制度です。4月1日(水)から自転車における交通違反に対しても同制度が導入され、16歳以上が対象となります。
 なお、酒酔い運転や危険行為の反復などの悪質な違反は、これまでどおり刑事罰の対象となる「赤切符」が交付されます。

主な違反行為と反則金 (一例です)

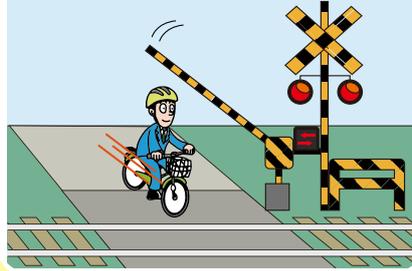
携帯電話使用(保持)

12,000円



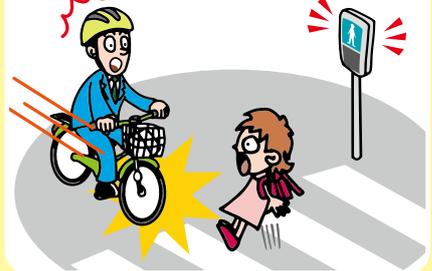
遮断踏切立ち入り

7,000円



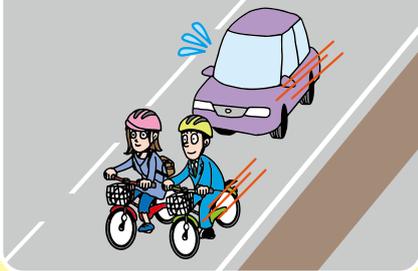
信号無視

6,000円



並進禁止違反

3,000円



指定場所一時不停止

5,000円



軽車両乗車積載制限違反
(二人乗りなど)

3,000円



自転車安全利用五則を守ろう

自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールです。

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

自転車の交通違反に関する情報、詳しくはこちら!



府警察公式
ホームページ

問合 交通道路課 ☎754・6281、池田警察署 ☎753・1234

1月末の人口など (かっこ内は前月比) 男性:48,828人(-4) 女性:53,977人(-10)
 総数:102,805人(-14) 世帯数:51,036世帯(+8)

『広報いけだ』は
毎月1回1日発行です。

発行日までに広報誌が届かない場合は…
 問い合わせ (公社)池田市シルバー人材センター
 (☎072・754・1980/受付:平日8時45分~17時15分)

スマホやパソコンで「広報いけだ」を
ご覧いただけます。
 便利な機能もいっぱい!
 10言語に対応 自動音声読上げ
 ※ベトナム語は音声読上げ機能には対応していません。

